

ばよいのか分かりませんが、いずれにしろ全体の件数が少なくなるかなと思っていたのですが、そこはまだ統計的には現れていないのですか。

塩月 現在も、特許異議申立てに伴う特許取消決定の取消訴訟はまだ係属しております。特許異議申立ての制度がなくなったから、どの程度無効審判請求にはね返っているのかというの、特許庁における動向として、それがさらに審決取消訴訟にどのように影響するかの分析までは予想できていません。

むしろ特許実務家として、その辺りはどのような認識でおられるのか、積極的に制度改正になったから、どういう戦略の変更を迫られているのかをお聞きしたいと思います。

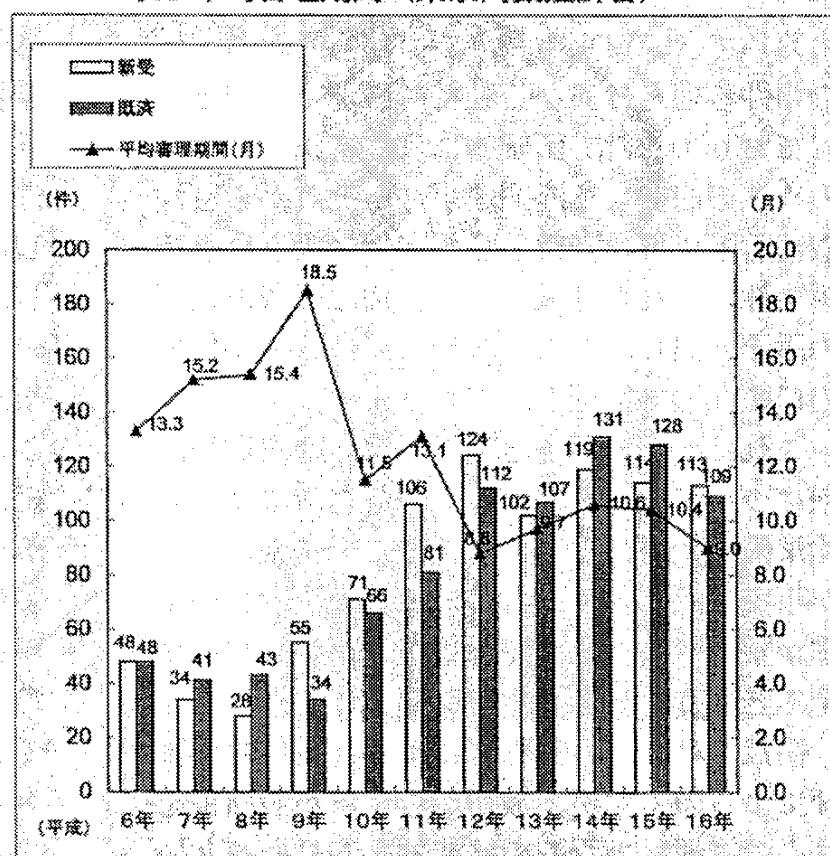
阿部 他の会社は分かりませんけれども、私どもでは異議申立て制度は非常に便利に使っておりました。今、研究開発しているテーマについて、抵触するような特許が見つかったという場合に、その特許が本当に有効なのかどうかということをまず試して、それで潰れればもう少し研究開発をするとか、そこは既に特許があるのであから、あまりその方面を一生懸命やつてもしようがないとか。言わば研究開発の方向性を確認するためにその制度はよく利用していました。

制度がなくなったものですから、そういう使い方ができないということで、それを、今度は無効審判で代替しようとすると、対審でやらなければならぬので、これは大がかりな話になります。人とお金をそこまで注ぎ込んでやるのかという感じがして、今のところ異議申立てプラス無効審判の数よりも少なくなってきたような状況です。そういう中で、裁判のほうにはそれがどのように反映しているのかということに興味がありました。

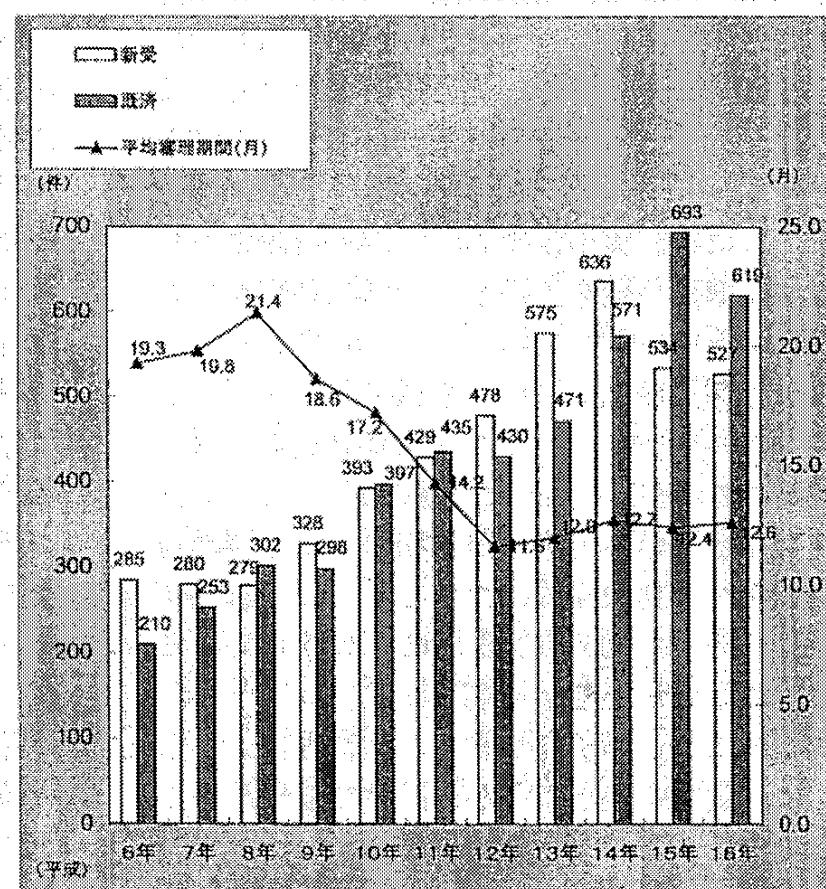
VI 審理の実態・運用改善方策等

大渕 また後ほどいろいろご議論いただくことにいたしまして、「審理の実態・運用改善方策

知的財産権関係民事事件の新受・既済件数
及び平均審理期間（東京高裁控訴審）



審決取消訴訟の新受・既済件数及び平均審理期間



等」の点について、知財高裁からご説明ないじご紹介をお願いいたします。

塩月 前提として、審決取消訴訟の審理態様全般の説明をいたします。

知財高裁が取り扱う特許庁の審決取消を求

める訴訟は、高裁での訴訟なのですけれども、審級としては第1審です。この審決取消訴訟においては、東京高裁の知財部当時から、他の事件審理とは異なる独特の審理方式がとられておりました。伝統的には、審決取消訴訟のうちの商標・意匠関連事件、それから審決取消訴訟以外の高裁として当然に扱うべき控訴事件、これらは最初から普通の高裁の民事の訴訟と同じように、法廷における合議体での口頭弁論で審理されております。

これに対して特許と実用新案の審決取消訴訟については、最初から受命裁判官による弁論準備手続に付されます。そこで主張、立証が事実上尽くされ、合議による判決内容の準備が整った段階で口頭弁論が開かれ、判決に至るという流れになっています。

高裁では3人の裁判官による合議体での審理によるのですが、最初から全員が明細書を読んで審理に当たるのは非効率的であるという認識の下に、主任裁判官が、まず弁論準備手続を主宰して、口頭弁論に備えるという方式での審理実務が慣行となっているわけです。

とは申しましても、先に申し上げましたように、近年における事件増加は著しいものがありました。そのような状況を踏まえて、2002年7月に特許実用新案の審決取消訴訟における弁論準備手続を主宰する陪席裁判官がプロジェクトチームを立ち上げて、審理方式、さらには判決様式について協議・研究をいたしました。その結果として、「東京高裁知的財産権部における試み」との副題の下、4カ部の裁判官4名での「審決取消訴訟の新たな審理方法と新たな判決様式について」という論稿がNBL769号(2003年)6頁に登載されているのでご覧いただきたく存じます。

簡単にここで紹介しますと、審理方式としては、裁判所と当事者が協議して取り決めた日までに準備書面と証拠を出し合った上で、実質的な主張の説明と技術説明を集中的に行うことができる期日を設けることいたしました。判決についても高性能、かつ重量級なスタイルから、高性能でありながら中軽量級のスタイルへと合理化を図ることいたしました次第です。

この結果、審理においては、以前は特定の

開廷日においては、弁論準備手続担当の陪席裁判官が、1日に3件平均ぐらいの事件の弁論準備手続に当たらなければいけなかつたという状況にあったのですが、この審理改善によって、特定の開廷日に行う弁論準備手続を1件程度にとどめることができるようになりました。結果的に、裁判官は明細書の読みこなし、あるいは周辺技術の理解という弁論準備のための予習に集中的に当たることができて、また余裕を持って、当該弁論準備手続を行うことができるようになった次第です。当該手続においては1時間程度を費やして、当事者から主張、あるいは技術の説明を聞くこともまれではなくなつたという状況です。

更には争点の絞り込みができるようになっています。そして、当事者が主要な争点としているのはどこか、同じポイントを違う観点から別の争点にしているにすぎないものがあるのではないか、ということを把握できるようになつたわけです。

そして、更に平成15年の民事訴訟法改正によって計画審理の規定が追加されました。この規定は、主として争点が多数であるなど、事件が複雑な場合を念頭に置いているわけですが、東京高裁の知財部当時から、この計画審理の規定を念頭に置いて、特に審決取消訴訟において、いかなる審理計画が立てられるか各部間で協議しているところです。

その審理計画を理念型的に説明いたしますと、訴え提起から1ヶ月後ぐらいに原告から審決に対する認否、審決取消事由を記載した準備書面の提出があり、必要な書証も同時に提出されます。この準備書面提出から1ヶ月後ぐらいまでには、被告からの反論を記載した準備書面の提出がある。それからさらに1ヶ月後ぐらいには、原告から再反論を記載した準備書面の提出があります。これらの準備書面に原告・被告の主張の要約を書くことも行われるようになっています。

このような流れでそれぞれの主張が提出されるわけですが、この提出日は訴え提起時に、あるいは準備的に行われる弁論準備手続期日において、裁判所書記官、あるいは裁判官と当事者代理人との間で打合せが行われ、実質的な弁論準備手続期日が決められるという流

れになっています。その際、判決の言渡しがいつごろになるのかという見通しも裁判所から伝える場合もあります。

実質的な弁論準備手続の期日においては、技術内容の説明、争点に関する主張の要約が口頭で当事者から説明があり、分からぬ部分については調査官、あるいは裁判官から質問が出ます。専門委員が期日に出席する際には、その専門委員から技術内容、その分野の背景的な状況についての説明も行われております。

IT設備も順次整備されてきており、パワーポイントを用いての説明もあります。技術分野における発明の位置づけ、発明の構成などをビジュアル化して収めたDVDが実演されることもあります。DVDですと記録も厚くなりませんので、我々としても、ビデオテープよりも歓迎しています。

判決に至るまでの流れですが、弁論準備手続期日で実質的な審理が終わるわけですが、その後裁判官は判決作成作業に入ります。裁判長、そしてもう1人の陪席裁判官との間で合議、打合せがあり、一応の判断結果を煮詰めます。その上で口頭弁論を開き、最終的な主張を法廷で確認した上で、口頭弁論は終結となって、おおむね数週間後には判決を言い渡すようにしています。

理念型としては訴え提起から判決言渡しまで7、8カ月ぐらいで終わればいいかなと思っています。実績としては、従前、1997年(平成9年)の平均審理期間が審決取消訴訟で18.6カ月ぐらい、控訴事件で18.5カ月ぐらいだったものが、2004年(平成16年)には審決取消訴訟で12.6カ月、控訴事件で9カ月に短縮したというのが実情です。これはバラエティに富んだ事件の平均期間ですが、理念型の期間で済んでいる事件も相当程度あるのではないかと理解しております。

判決様式の合理化について先ほど申し上げましたが、具体的には、審決取消訴訟の判断は、審決の判断に誤りがあったか否かという側面に照らして審理され、判決がされるわけです。従前は審決の判断の個々の部分について、当事者の主張が展開され、それに逐一判断していくというのが東京高裁でよく行われ

る傾向であります。しかし、この問題は

しのばら・かつみ氏



この問題をどうするかが審議課題となつた

た伝統的な審理、あるいは判決、判断手法であったのではないかと理解しております。しかし、これからはそのような審理判断枠組みではなく、その発明についてした審決の特許性についての判断が、トータルから見て正しいか否かについての視点を、常に念頭に置きつつ、審理判断が行われるべきではないかというのが私の個人的な見解です。

このような側面から、審決の片言隻句をあげつらって審決の誤りを主張するのは無意味ですので、当事者としても、より高い視点からの主張展開が必要になってくるのではないかと思いますし、裁判所もこれに応える形で判断をしなければいけないのではないかと思っております。

またこれから議論が出てきますでしょうが、専門委員の制度も稼働している現在においては、当該発明の当該技術分野における位置づけも理解しやすくなっています。より広い視野からの判断が行われるべきであるというのが、これから姿ではないかと思います。それに向けてより自己研鑽に励むべきではないかと思っております。

阿部 新しい制度の下でいろいろ工夫されていることがよく分かりました。ところで、計画審理の話が出ましたが、これは平成15年の民事訴訟法改正の中で、適正かつ迅速な裁判を

実現しようということで取り入れられたと思います。この制度は、同時に立法された訴訟前の照会制度、つまり、訴え提起前の証拠収集手続とたぶん一体となって運用されれば、さらに充実した計画審理が実行されるのではないかと、この制度が作られるときに、私たち非常に期待していました。

実際に計画審理のほうは、私も裁判の中で裁判所に行くと、いろいろ打合せをすることからまず始まって、昔とだいぶ変わってきたなという感じがしています。訴訟前の照会制度というのは、私どももうまく使いきれないのですが、これは実態としては利用されているのでしょうか。あるいは利用されているとして、控訴事件と取消訴訟のほうでは違うのかどうか。これは裁判所に聞くのはおかしいので、弁護士に聞く話なのかもしれません、裁判所の中では、そこで得られた証拠が持ち込まれていることがあるのでしょうか。

塩月 これは民事訴訟法総則第6章の規定に基づく証拠なのだと意識したことは特にありません。そういうことが話題になったことはまだ耳にしておりません。

末吉 私も聞いたことがありません。おそらく代理人の立場でもあまり活用しきれていないところで、中には利用される方もあるのですが、利用された相手方が十分それに応えていないのではないかでしょうか。そういう意味では、ご指摘のとおり、今後の検討課題というか、代理人が努力する必要があるところです。

阿部 こういうのは裁判所のほうから、もう少しこの制度を利用してやつたら、などということは言わないので、指導というか。

篠原 どうでしょうか、裁判所の立場がありますしね。既に提出されている証拠資料や従前の訴訟経緯等に照らして、こういう証拠が出て当然だというようなことがあれば、証明の問題になることはあるかと思いますが、それをさて置いて、「これを出しなさい」とか、「こういう制度を使いなさい」というのは、裁判所の立場とは相容れないかと思います。

末吉 おそらく活用の余地が大きいにあるのは地裁レベルではないかと思います。知財高裁での審理では、事前に照会を差し上げてという局面は全くないわけではないでしょうが、極

めてレアケースではないかと思います。

阿部 分かりました。

末吉 いくつか感想を申し上げたいと思います。1つは審理期間についてで、これは私の説ですが、これ以上平均値を短くすることに拘泥なさらないほうがよいのではないかと、代理人の立場で思います。それはどうしてかというと、もちろん平均値も重要ですが、一番重要なのは、事案に即した合理的な審理期間だと思います。私が経験している範囲では、ケース・バイ・ケースというか、その事案に即した審理期間や技術説明を含めた具体的な審理手法を裁判所で十分ご検討なさって、指揮されているようにお見受けするのです。これはデータと申しますか、数字にはなかなかなりにくいところがあります。平均値というのはもちろん統計ですので、出てくるかと思いますが、私自身は平均値にはあまり拘泥しないようにして、むしろ1件1件の事案において適切な審理を求めていくつもりです。

それから、これはむしろ運用への期待ですが、特に知財高裁におかれて、個別事件を通じて具体的な判断の中で、例えば、進歩性の判断手法など、具体的な判断手法を、特に最先端の技術分野で積極的に明らかにしたいいただきたい。そうだとすれば、先例性も高いと考えられるので、以後の紛争解決にとって、大いに参考になるという期待を持っています。

それから、私は大合議部に大変期待をしておりますので、一言申し上げたいと思います。これはいろいろな考え方があると思いますが、私自身の考え方としては、例えば、審査基準を巡る微妙な判断や従前の東京高裁判例の統一、あるいは見直し、更には世間の耳目を集めよう、あるいは事案の価値からして注目度合いが高い案件など、どうか積極的に活用いただきたい。当事者がもっと大合議部審理を求めるべきではないかという議論も、代理人間ではしているのです。伺うところによれば第1号事件も出現したそうですが、今後とも積極的な運用をお願いいたします。以上、感想を3点申し上げます。

篠原 今の末吉さんのお話は、誠に重要かつ的確なご指摘かと思います。まず、平均審理期間の点ですが、従前、知的財産関係の裁判が



遅いというのは、主として地裁の侵害訴訟に向かっていた批判ではないかと思います。それに応えて、ここ数年来、東京地裁を中心に審理方法の改善工夫等によって目覚ましい迅速化が図られ、その成果自体は、既に海外にまで知れ渡っている状況です。その後押しを受けて高裁にも迅速化の波が押し寄せてきて、事件の急増にもかかわらず、先ほど塙月さんからもご紹介のあったいろいろな審理上の工夫等もあり、結果として平均審理期間が短くなっています。知的財産権をめぐる紛争には寸刻を争うものが少なくないし、厳しい国際競争や日進月歩の技術を踏まえると、裁判のスピードがますます重要な要素となることは分かりますが、そうであるからといって、高裁の裁判官には、平均審理期間の数字を小さくすること自体が裁判の自己目的であるというような認識はないと思います。特に侵害訴訟ですが、統審であり事実審としては最終ステージということもありますので、重要な事件については、しっかりと時間をかけて、当事者にも攻撃防御を尽くさせ、的確な判断をしていくという、メリハリの利いた弾力的、効率的な訴訟運営を心掛けるという視点は、失ってはいけないと考えています。

第2点の大合議制ですが、これは知財高裁の陣容のところで申し上げたとおり、知財高裁にとっても一番大きな課題の1つだと思っています。この制度が立ち上がる原動力になったのが、今日お見えの産業界の方からの控訴審レベルでの事実上の早期の判断統一という、1つの強いニーズがあって、それが結局立法に結実したという経緯があります。知財高裁としては、大合議制を積極的に活用していくと考えています。

この運用は、大合議のケースごとに所長を裁判長とする5人の裁判官で合議体を組みます。陪席裁判官4人の構成は、うち1人は当該事件の主任裁判官が加わり、あとの3人は、今のところ2部から4部の各部の部総括裁判官又はこれに準じる裁判官に構成員に入ってもらうことを考えています。各部においては、当該ケースについて徹底的に部内で議論を交わしてもらい、これを踏まえて、おそらく意見の対立があるケースもあるうかと思います

し、実際上の合議の取りまとめは大変なことになるかもしれません、結果として知財高裁の総意としての判断を示すことができればと思っております。今申しましたのは、私の1つの考え方で、これからいろいろなケースにぶつかり、いろいろな経験を踏んで、更なる改善に努めて結果を出していきたいと思います。

阿部 1部から4部への事件の配付というか、

これは知財高裁になども従来と同じ考え方で、何部に行くかというのは順番で決めるということですね。

篠原 事件配点は、知財高裁の讼廷の受付段階で、一定の配点比率に従い機械的に各通常部に順次配点されます。そこに作為を入れる余地はありません。配点になった段階、あるいは審理がある程度進んだ段階で、これは大合議相当という判断があると、部内で取り決めている一定の手続に従って、特別部(大合議部)に事件が割り替えられて新たに5人の裁判官による審理が始まるという段取りになります。

阿部 そうすると、同じ部で、同じような論点を含んだ事件が2つ重なって係属することもあり得るわけですね。

篠原 それはいろいろなケースがあるでしょうね。A事件を大合議で進めて、B事件はしばらく模様を見るとか、運用はいろいろあるう

ひらしま・りゆうた民



かと思います。阿部：今、世間で問題になっているような同じような争点のものが、たまたま第1部に2件かかっていたというときに、これは大合議にしようなどという場合には、1部から2人などということにはならないですね。

篠原：1つの大合議事件について主任裁判官2人ということは考えておりません。
大渕：先ほど末吉さんがご指摘された3点は、いずれも非常に重要な点ではないかと私も思っております。まず最初の審理期間の点ですが、これはかなり短くなっています。私が話す相手は弁護士なども多いのですが、お聞きしていますと、以前は審理期間が長かったので短くする方向にみんな努力してきたのですが、そろそろ限界にきているのではないかという感想を持っている人が多いようです。

もともと審理の促進というのは、裁判所と当事者・代理人との両方の協力関係があって初めてなし得るもので、裁判所だけが努力しても、当事者・代理人から準備書面や証拠が出てこなければ審理は進みません。そういうことで、代理人や当事者にとっても、かなり審理期間が短くなって、訴訟準備の負担がかなり重くなってしまい、これ以上短くすると、準備ができず、期日だけ打ち切られて証拠や主張が出せないということにもなりかねない

ようです。専門外の一般の方々には、平均審理期間等の数値は非常に分かりやすい指標であります。「平均審理期間が10%短くなりました」というのは、ある意味では非常に分かりやすい基準ではあるのです。しかし、事件には、非常に時間をかけないと進まないものから、急ごうと思えば急げるものまで千差万別でありますので、事件ごとの特性に応じた審理期間を考えざるを得ないと思います。特に高裁の場合には、1審でどのぐらい審理したかとか、当事者が主張・立証を尽くしたかというところにもかかってきますので、地裁以上に事件ごとの個性が豊かで、なかなか一律に平均値で出せばよいというものではありません。

知財高裁における知的財産訴訟をよりよくするためには、もちろん知財高裁だけが頑張れば足りるというものではなく、当事者・代理人の協力が不可欠です。そういう意味では、まずは知財高裁に対してだけでなく、当事者・代理人を含む訴訟関係者の全員に対して熱いエールを送りたいと思います。また、我々研究者も皆さんにだけエールを送って、自分たちは高みの見物をするつもりは全くなく、研究の観点から、あるいは知財法曹の養成という教育の観点からも、知的財産訴訟に対する我々としての努力も続けていきたいと思っています。

次に、進歩性の判断手法に関して、先端の技術分野の判断を示してほしいというご指摘がありました。それも私は全く同感です。これも例として適當かどうか分からぬのですが、本年の4月から行う法科大学院等の授業で使用するため、『知的財産法判例集』を有斐閣から出しており、平嶋さんも私も著作を担当しているのですが、この『知的財産法判例集』の最初に特許法があって、「発明」という特許法らしい論点が最初に出ています。ここでは、先端技術かどうかという観点から言いますと、暗号や貸借対照表、錦鯉、桃など非常にクラシックなものが多くて、ある意味では学生にとっては、非常に分かりやすいというメリットがあり、判例がそういう所に集中しているという意味ではこういうものも非常に重要です。しかし、先端技術である情報開

係、バイオ関係その他については、発明性が直接関係のあるものばかりではないでしょうが、少なくとも進歩性など一般の要件については、本来は多くの判決例があつて然るべきではないかと思っています。

例えば、米国や欧州を見ますと、先端技術についても、米国では、フェデラルサーキット（CAFC）の判決例が多くあり、欧州で言うと、欧州特許庁の審判部（抗告部）の審決例が多くあつて、蓄積があります。我が国はあまり判決例がありませんが、そもそもそういう先端技術等の事件が知財高裁なり裁判所の判断を受ける機会があまりないためであるとすれば、裁判所にだけ期待するのでは足りないという先ほどの話になろうかと思います。

裁判所は基本的に受動的な機関で、事件が来なければ判断の示しようもないのに、当事者なり代理人のほうで判断基準の裁判例を作るためには事件を持ち込んでもらうなど皆様に幅広くご協力いただく必要があろうかと思います。今後、法科大学院の学生にとって、先端技術関係の難しい事件の判決が出ると勉強が大変になるのかもしれないのですが、先端技術に係る判例も教材に載るような時代というのが、まさしく知的財産重視のあるべき姿だと思いますので、その点もご協力いただければと思います。

大合議部については、先ほど言われたとおりで、これも事案によるものとは思いますが、大合議部にふさわしい事件については、大合議部を活用していただき、安定した予測可能性のある判断ということにご努力いただければと思います。

吉村 阿部さんのご質問に対する篠原さんのご回答の中で、機械的配点ということをおっしゃったと思いますが、あとから出てくる紛争の実効的解決の観点及び判断の齟齬防止という観点から、審決取消の訴訟と侵害訴訟の控訴審が同時に係属した場合には、知財高裁では同一部に配属・配点されるのでしょうか。塩月 まずは機械的に事件を配点しますから、同じ特許権に関する審決取消訴訟事件と侵害事件の控訴審事件とが別の部に配点されることがある、その場合いずれの部に統合するかの打合せが行われます。従前は、いったん

配点された以上、当該部が審理すべきではないか、すなわち別々に審理していったほうがよいのではないかというスタンスがありました。ところが、1、2年前から、東京高裁知財部当時ですが、ある程度コンセンサスができる、当事者が反対すれば別の対応になるかもしれませんので、当事者の意向を聞きつつ、先に係属した部が、先に係属したのが審決取消訴訟であれ侵害訴訟であれ、どちらも同じことですが、同じ権利に関する控訴審及び取消訴訟ならば同じ部に集めるということになっています。

篠原 各部相互間の事件のやり取りについては、実際は運用で賄えるのですが、どうしてもお互いの信念がぶつかり合うということもないわけではないので、最終的な担保として、知財高裁の中に関連事件分配調整委員会を設けて、その委員会に各部の代表者を1人ずつ、若手の裁判官を構成員に組み込んでいます。そこにかけて最終的には議決で決めるというところまでシステム的には作っておりますが、これは安全弁で、実際には支障なく運用されていると思います。

塩月 細かい話ですが、例えば、審決取消訴訟が先に係属しており、あとで追いかけて控訴審がきた場合、審決取消訴訟が判決準備段階までできているときに、控訴審のほうが記録がぶ厚いこともあるわけです。このようなとき、審決取消訴訟を担当している部が控訴審事件を引き取るかは非常に悩むところで、そういうところが、部の間での協議の対象として深刻になろうかと思います。

阿部 よく分かります。

VII 専門性向上のための努力

大渕 ほかにございませんか。それでは、次に「専門性向上のための努力」ということで、具体的には専門委員関係、調査官関係、あるいは裁判官の自己研鑽、専門知識の取得という関係の個別の論点になります。それらの各論に入る前に、専門性向上のための努力に関連する法改正関係について、吉村さんからご説明をお願いいたします。

吉村 知的財産訴訟においてその審理の一層の

充実及び迅速化を図るために、裁判所の中に専門的知見を入れ、裁判所の専門的処理体制を一層強化することが大変重要です。この点も産業界からご指摘をいただいていたところです。

そこでその強化の方策として、平成15年民事訴訟法改正によって導入されたものが専門委員制度です。この専門委員制度は、特殊な専門的知見が問題となる事件の審理を充実・迅速化するため、裁判所が特殊な分野の専門家である専門委員に訴訟手続への関与を求め、当事者が提出した書証や証拠等について、専門委員の説明を聞くことができる制度ということで、民事訴訟法92条の2以下に規定されているものです。

もう1つは、裁判所調査官でした。裁判所調査官の権限については、従来は「裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件……の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る」とのみ規定されているだけで（旧裁57条2項），権限が不明確であるという指摘もありました。そこで、「裁判所法等の一部改正する法律」では、知的財産に関する事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確化を図ることいたしました。具体的には、知的財産に関する事件における裁判所調査官が裁判官の命を受けて、口頭弁論の期日等において当事者に対する釈明を行う、証拠調べの期日において証人等に対する発問を行う、和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を行う、裁判官に対する参考意見を陳述することができる等の改正です（民訴法92条の8）。

またこれらの権限の拡大に伴い、その中立性を制度的に保障するため、除斥忌避の規定も準用しております（民訴法92条の9）。

1 専門委員関与の実績・成果と展望

大渕 それでは、以上の点を踏まえて各論に入りたいと思います。まず「専門委員関与の実績・成果と展望」について、知財高裁からご説明、ご紹介をお願いいたします。

篠原 専門委員制度は、今の吉村さんのご説明のとおりの経緯で導入されて、2004年4月1日から動き出している制度です。知的財産権訴訟のほか、建築関係訴訟、医事関係訴訟等

の専門訴訟一般に適用されます。知的財産権訴訟では、特許・実用新案関係の事件における活用が圧倒的に多く、とりわけ知財高裁が中心的なフィールドとなります。

専門委員は、特許・実用新案関係の事件において、日進月歩の急激なスピードで発展し、高度で細分化、先端化した技術に的確に対応して、より信頼性・納得性の高い裁判を行いうため、技術的に特に難解な争点を含み、専門的な知見を要するような場合の技術的サポートをします。例えば、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー等の先端技術や、化学の発明でも目的は電気特性の向上にあるというように、学際的な技術、技術分野が交錯している複雑な技術が問題となるような場合に、事件ごとに専門委員を指定し、審理期日において、当事者が提出した主張や証拠等につき、公平・中立なアドバイザー的立場からの説明を聴く制度です。

同じく技術的サポート体制と言っても、裁判所調査官が常勤、かつ、一般的であるのに対し、非常勤、かつ、ピンポイント的である点に特色があります。各般の技術分野の第一人者とも言うべき大学教授、公的機関や民間企業の研究者、弁理士等の中から、最高裁によって任期2年、非常勤の裁判所職員として任命され、名簿に登載されております。

任命手続は公平性に配慮されており、複数の学会から推薦を受けた大学教授等が全体の半数以上を占めています。知財高裁所属の専門委員は、現在123人ですが、大阪地裁所属の専門委員も利用可能ですから、合計は170人を超えており、今後、必要に応じて随時追加任命していく体制にあります。

この制度の目的は、審理の質、精度を高めることに主眼があるものと考えられ、裁判所では、事案の内容をよく検討して、専門委員の名簿の中から問題となる技術分野に最も適切な人を指定し、事前に審決や特許公報等の写しを送付して準備してもらった上、期日においては、事件のポイントや説明の仕方等について打合せをした後、公平性・中立性に配慮した説明をするようにしてもらっています。

1人では技術的にカバーできないとか、微妙な判断に迷い、当事者との意見衝突もあり得